

地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%へ、令和元年10月1日から8%から10%へと引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされました。

板橋区の令和5年度普通会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

【 歳 入 】 地方消費税交付金（消費税増収分） 8,459,351 千円

【 歳 出 】 社会保障施策に要した経費 141,997,178 千円

単位：千円

項 目		5 年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・都 支出金	区債	その他		うち 地方消費税交付金 (消費税増収分)
社会福祉	社会福祉費	37,597,921	14,170,631	0	86,218	23,341,072	7,953,482
	老人福祉費	17,032,405	1,574,019	0	86,034	15,372,352	
	児童福祉費	45,155,932	22,324,830	0	1,310,974	21,520,128	
	生活保護費	35,363,580	26,633,938	0	0	8,729,642	
	小 計	135,149,838	64,703,418	0	1,483,226	68,963,194	
保健衛生	保健衛生費	6,608,737	2,298,880	0	143,745	4,166,112	505,869
	結核対策費	27,926	13,044	0	0	14,882	
	保健所費	210,677	2,033	0	3,768	204,876	
	小 計	6,847,340	2,313,957	0	147,513	4,385,870	
合 計		141,997,178	67,017,375	0	1,630,739	73,349,064	8,459,351